

※本文中に記載されている会員規約は、p.10「クレジットカードの会員規約(抜粋)」を基に作成しています。

## 1. ステージ1 クレジットカードを作ってみよう

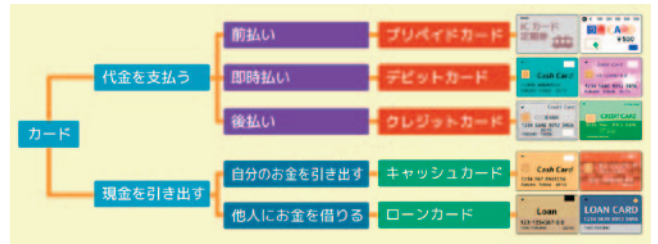
### (1) お金の代わりをするカード

商品購入やサービスの利用代金は、クレジットカード・デビットカード・プリペイドカードなどのカードで支払いができるようになってきました。これらのカードには、前払い、即時払い、後払いといった代金の支払時期に違いがあります。

プリペイドカードは前払いで、買い物時には、カードに登録された金額まで利用できます。デビットカードは預貯金口座から買い物時に即時に引き落とされる仕組みになっています。例えば、J-Debitは銀行のキャッシュカードの付帯機能なので、新たにデビットカードを作らなくても高校生でも利用できます。クレジットカードは後払いで、預貯金口座から後日引き落とされます。商品購入やサービス利用の時点では、クレジット会社に代金を立て替えてもらっているため、クレジット会社にお金を借りているのと同じこととなります。

これらのカードは、支払時期の違いによって事業者を規制する法律が変わってきます。いわゆるポイントカードは、商品購入時のおまけとして扱われていますので、法律での規制はありません。

#### ■支払方法とカードの種類



#### ■カードの種類と事業者を規制する法律

支払時期	主なカード	機能	事業者を規制する法律
前払い	プリペイドカード クオカード・V プリカ・Suica	事前にお金を支払って、カードに登録された金額まで買い物などに利用できる。	資金決済に関する法律
即時払い	デビットカード J-Debit・VISA デビット	原則としてカード利用と同時に銀行口座の預貯金残高から引き落とされる。	銀行法
後払い	クレジットカード	あらかじめ与えられた金額の枠内でカードを提示することで買い物などができる。後日銀行口座からの口座振替の方法で支払うが、支払回数などは各種ある。	割賦販売法

### (2) クレジットカードの信用供与額の推移

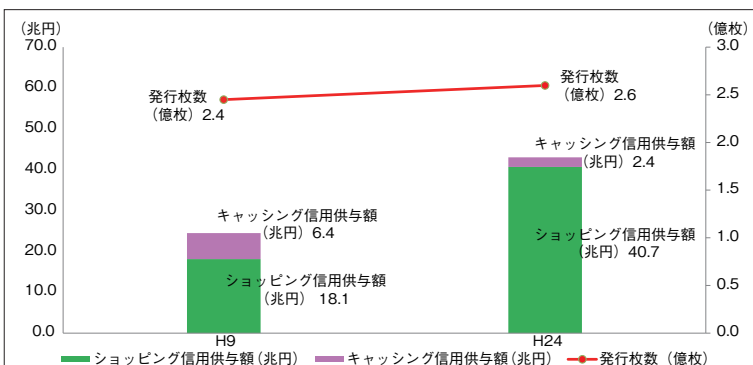
右表にある「消費者信用」とは、消費者の信用に基づいて、クレジット会社などが金銭を融資する契約の総称です。「信用供与額」とは、クレジット会社が一年間に信用を供与した額(融資限度額)のことです。

消費者信用は、商品・サービスの代金を立替払いする「販売信用」と、金銭を融資する「消費者金融」に分けられます。

クレジットとは「信用」という意味です。クレジットカードには、物販(販売信用)だけでなく、お金を借りるキャッシング機能(消費者金融)も付けられています。

右表から分かるように、平成24(2012)年の「消費者信用供与額」は、約60兆円と15年前に比べて14兆円も減少していますが、クレジットカードショッピングの信用供与額は18.1兆円から40.7兆円と急速に伸びています。クレジットカードのうちショッピング利用額の伸びが大きいことがわかります。

#### ■クレジットカードの信用供与額と発行枚数の推移



#### ■消費者信用供与額の推移

年	取引形態	単位 億円			
		1997 平成9年	2012 平成24年		
消費者信用	販売信用	クレジットショッピング	割賦販売	4,568	1,926
			割賦購入あつせん	18,765	33,043
			割賦方式計	23,333	34,969
			非割賦販売	21,508	65,159
			非割賦購入あつせん	136,397	306,735
			非割賦方式計	157,905	397,894
			クレジットカードショッピング計	181,238	406,863
			個品計	149,178	65,314
			販売信用計	330,416	472,177
			消費者金融	消費者ローン	販売信用業務を行う信用供与者による消費者ローン
その他の消費者ローン	27,282	9,786			
計	91,006	33,299			
上記以外の消費者ローン	民間金融機関	55,521			26,837
消費者金融会社	83,550	27,209			
計	139,071	54,046			
消費者ローン計	230,077	87,345			
定期預金担保貸付	171,848	35,627			
動産担保貸付	933	624			
消費者金融計	402,858	123,596			
消費者信用合計	733,274	595,773			

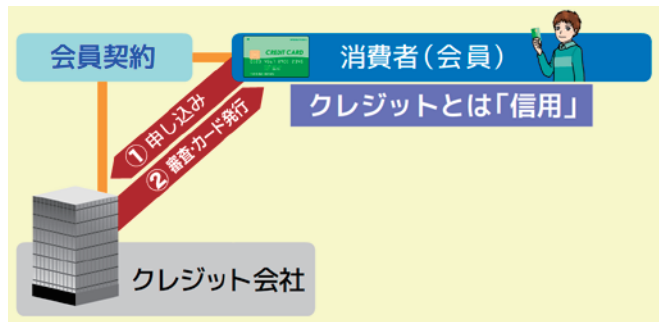
推計 (一社)日本クレジット協会「平成26年版 日本の消費者信用統計」を参考に作成

### (3) クレジットカードの契約（三者間契約）

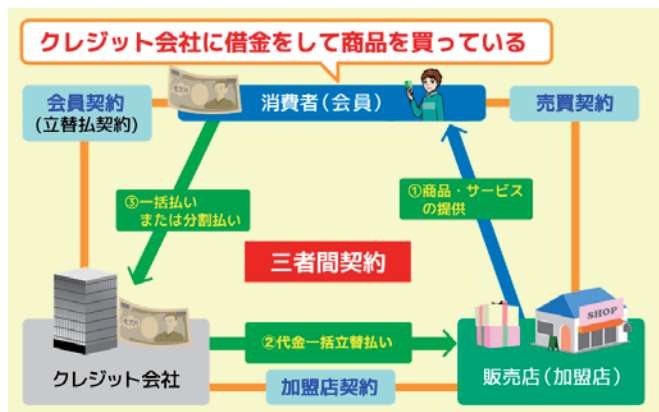
クレジットカードを作るためには、消費者はクレジット会社に会員契約の申し込みをすることが必要です。クレジット会社は、消費者の申込時の申告情報と、信用情報機関に登録された信用情報などを基に審査をし、「必ず支払いができる」と認めた人とだけ、会員契約を結びクレジットカードを発行します。

会員契約は立替払契約を内容としています。クレジット会社は、あらかじめ販売店と加盟店契約を結んでおり、加盟店となっている販売店でクレジットカードを使用することができます。会員はクレジットカードを販売店（加盟店）に提示して署名したり暗証番号を入力したりすることで、代金をその場で支払うことなく、商品購入やサービスを受けることができます。クレジット会社が販売店に対して代金をいったん立替払いして、立て替えた代金を後日会員に請求する仕組みです。

#### ■クレジットカードが発行されるまで（会員契約）



#### ■三者間契約の仕組み（立替払契約）



### (4) クレジットカード契約の際の注意点

※信用情報機関については p.25 参照

#### ① 会員規約をよく読もう

クレジットカード申込書には、会員規約が必ず示されています。会員規約に記載された内容は、会員契約の内容になります。小さな文字で書かれているので大変読みにくいのですが、契約が成立すれば、会員は会員規約に記載された事柄を守らなければなりません。

会員規約には、例えば、クレジットカードは貸与されるものであること、会員本人しか使用してはいけないこと、暗証番号の取り扱い上の義務、会員のクレジットカードの使用・保管・管理の善管注意義務（会員規約第4条）などが記載されています。善管注意義務（善良なる管理者の注意義務）とは、他人から何かを借りたり管理を任されている人がその事柄の状況に応じて通常なすべき注意のことをいいます。一般的に善管注意義務に違反していると「過失」があると言われます。

また、会員規約には、クレジットカードの紛失・盗難の際に会員がとるべき手続とその補償（会員規約第8条）、立替金が会員から支払われるまで商品の所有権はクレジット会社にあること（会員規約第11条）、商品やサービスに問題がある場合にクレジット会社に対して支払いを拒絶できる場合があること（支払停止の抗弁・会員規約第13条）など、クレジットカードを使用・管理する上での重要な取り決めが記載されていますので、よく読んで理解しておくことが重要です。

#### ■クレジットカード ○×クイズ

### クレジットカード○×クイズ

- ① 収入があれば誰でもクレジットカードを持つことができる。 ×
- ② 私のクレジットカードは私のものである。 ×
- ③ 暗証番号は4ケタの数字であれば何でも構わない。 ×

8

#### ■クレジットカードの会員規約（抜粋）

クレジットカードで買い物してみよう 3 クレジットカードトラブルをいかにさぐさる?

第1章 会員の資格 第2章 カードの発行 第3章 カード利用代金等の決済方法 第4章 期限の利益の喪失・会員資格の取消し・退会等

○○カード 会員規約（個人会員用） X 会員規約をどじる

**第8条（紛失・盗難）**

1. 会員は、カードを紛失したとき、またはカードの盗難に遭ったときは、最寄の警察署および当社に速やかに連絡するとともに、当社所定の紛失・盗難届を提出するものとする。

2. 会員が本条1項の届出をせず、カードを不正使用された場合には、損害は会員が負担するものとする。

3. 会員が本条1項の届出をした場合は、当社が受理した日を含めて61日以内にその限り、その後に発生した損害額について全額補填します。

4. 当社は、本条3項の規定にかかわらず次のいずれかに該当する場合は、補填の責を負わないものとする。

(1) 会員の故意または重大な過失に起因する場合

(2) 会員の家族・同居人による不正使用に起因する場合

(3) カード利用の際に、登録された暗証番号が使用された場合（第5条3項により会員が支払の責を負う場合）

本規約は、カード会社の規約の表紙です。実際の規約は、かなり細かく詳細に書かれています。

## ② 申込書に記載すべき事項

クレジットカードの申込書に記載した内容は、クレジット会社が会員契約を締結する際の審査に用いられます。ここで嘘の記載をして申し込むと、クレジット会社をだまして会員契約を結ぶことになるので、後日、会員資格を剥奪されることがあります。(会員規約第18条)

## ③ 個人情報と信用情報

クレジットカードの申し込みによって、消費者の個人情報(名前、生年月日、住所など)とともに、信用に関わる情報(年収、借入の状況など)をクレジット会社に提供することになります。また、これらの情報は、クレジット会社だけでなく信用情報機関にも提供されることに同意する必要があります。

## ④ 契約書と申込書の控えを保管しよう

クレジットカードの申込書の控えには、クレジット会社に提供した情報が記載されています。後日クレジット会社からクレジットカードとともに送られてくる会員規約などと一緒に必ず保管し、契約内容と申込時の個人情報をいつでも確認できるようにしておきましょう。

## ■ クレジットカード 申込書

クレジットカード入会申込書兼保証委託申込書 ※審査により入会ご希望に沿えない場合があります。

1 お申し込み日 平成 年 月 日

2 お申込ご本人について

カードご利用代金お支払い口座 通帳記号 1 0 通帳番号

クレジットカード保証番号 必ずご記入ください。以下の欄はご記入いただけません。■生年月日欄(電話番号欄)に住所の欄 ■T1112などにかみ印の読み直し

クレジットカード利用目的 生活費決済 事業費決済 金銭の借入

生年月日 男性 女性 年 月 日 性別 男 女

配偶者 あり なし 扶養 あり なし 婚姻の公署(婚姻届の提出) 無 その他 なし

未婚 既婚(再婚) 再婚(再婚) 既婚 あり なし 既婚 あり なし

家族構成(ご家族の方の数(ご本人除く)) 0人 1人 2人 3人 4人以上

お申込ご本人について

お勤めの方 フリガナ フリガナ

所属部署 フリガナ フリガナ

自営業・自由業の方 4/6

年金受給されている方 6

アルバイト・パートの方 4/6

派遣社員・契約社員等の方 4/6

お勤めでない方 6

専業主婦の方 4/6

学生の方 4/5/6

3 お申込ご本人について

お勤めの方 4/6

自営業・自由業の方 4/6

年金受給されている方 6

アルバイト・パートの方 4/6

派遣社員・契約社員等の方 4/6

お勤めでない方 6

専業主婦の方 4/6

学生の方 4/5/6

4 お勤め先

フリガナ フリガナ

所在地 〒

5 通学先・ご希望利用可能額

フリガナ フリガナ

学校名(正式名称) 年 月 日

ご利用可能枠 10万円 30万円

お勤め先(内定されている方のみ)

お勤め先 年 月 日

6 親権者同意・連絡先欄

お申込ご本人の親権者(お申込ご本人を除く)

フリガナ フリガナ

親権者氏名(姓) フリガナ フリガナ

お申込ご本人の親権者 お申込ご本人

フリガナ フリガナ

親権者ご住所(〒) 年 月 日

お電話 お電話 お電話

## (5) クレジット会社を規制する法律

### ① クレジットカードのショッピング機能は「割賦販売法」で規制されている

ショッピングの機能については、「割賦販売法」により規制されています。割賦販売の種類には、割賦販売(自社割賦)、信用購入あっせん、ローン提携販売があります。クレジットカードの契約は信用購入あっせんのうち「包括信用購入あっせん」という仕組みとして規制されています。一度会員契約をしておけば、何度でもクレジットカードを利用して立替払契約ができるものです。信用購入あっせんには、商品やサービス購入の都度立替払契約を締結する「個別信用購入あっせん」というものもあります。

割賦販売法での信用購入あっせんの規制となる支払方法は、「2か月以上にわたって分割で支払う」方法です。従って、翌月一括払いは規制の対象外です。

## ■ 販売信用の分類(契約形態別)と割賦販売法で規制される支払方法

分類	仕組み	規制の対象となる支払方法
割賦販売(自社割賦)	消費者と販売会社との二者間契約	2か月以上3回払い以上の支払い
信用購入あっせん 包括信用購入あっせん(カード方式) 個別信用購入あっせん(個別方式)	消費者・クレジット会社・販売会社との三者間契約(立替払契約)	2か月以上の支払い 2回払い、ボーナス一括払い、分割払い(3回払い以上)、リボ払いなど
ローン提携販売	消費者・金融機関(銀行等)・販売会社との三者間契約(金銭消費貸借契約・保証委託契約)	2か月以上3回払い以上の支払い

※ 包括信用購入あっせん(カード方式) はクレジットカードの説明(規制対象)

### ② クレジットカードのキャッシング機能は「貸金業法」で規制されている。

キャッシングはお金を借りる機能ですので、「貸金業法」で規制されています。貸金業法では、貸金業を営む業者に一定の義務を定めていますが、重要なのは金利の規制です。貸金業法のほか、「利息制限法」と「出資法」により、金融機関が貸し出す金利の上限が規制されています。

※ p.23、「①金融機関が貸す金利は、法律で上限が決めている」参照



## 2. ステージ2 クレジットカードで買い物してみよう

### (1) ネットショッピングとクレジットカード

#### ① ネットショッピング利用の際の注意点

ネットショッピングで多いトラブルは、商品未着、連絡不能、ニセ物・粗悪品が送られてくるといったものです。

インターネット上の Web サイトは、サイト制作の技術さえあれば著名な会社と同じようなものを作ることができます。日本語で表示されているからといって国内の事業者とは限りませんし、検索サイトで上位に表示されているからといって信用できる事業者かどうかはわかりません。従って、Web サイト上の表示だけで信用できる事業者かどうかを判断することは難しいといえます。

ネットショッピングを利用する際には、所在地や連絡先、他の利用者の評価など、事業者の情報を自分でしっかり確認することが必要です。また、一般に流通している価格よりも大幅に安く販売されている場合は、購入する商品が模倣品でないか十分に注意しましょう。海外から商品等が発送される場合には、輸入が禁止されている商品ではないか、配送方法や配送までにかかる期間、関税がかかるかなどを調べておきトラブルを予防することが大切です。支払方法についてもきちんと確認し、特にクレジットカードで支払う時には、クレジットカードが不正利用されないように安全対策がしっかりとられているかなども確認しましょう。

また、商品違いや商品未着などのトラブルに遭遇することも考えて、キャンセルの可否や返品条件を利用規約で事前に必ず確認し、申込時の画面なども印刷するなどして保管しておきましょう。

#### ② クーリング・オフ制度がネットショッピングで適用されない理由

クーリング・オフ制度は、訪問販売など、消費者にとって契約するかどうかを十分に検討する時間的・心理的余裕がなく不意打ちになるような取引について認められているのが一般的です。通信販売は、消費者が広告・カタログ・Web 表示などで検討してから申し込む時間的・心理的余裕があるため、不意打ち的な要素がないことから、クーリング・オフ制度を取り入れていません。しかしながら、通信販売も返品についてのトラブルが多くなってきました。事業者は、返品できないと定めることもできますが、返品について適切な表示をしていない場合には、法定の返品制度が適用されることになっています。

※クレジットカードの分割払い、リボ払いの計算方法は p.14～17 に記載しています。

#### ■ ネットショッピング〇×クイズ

##### ネットショッピング〇×クイズ

- 1 検索サイトで上位にランキングされる事業者のサイトは、人気があるので信用できる。 ✕
- 2 ネットショッピングで購入した商品には、法律上のクーリング・オフ制度はない。 ○
- 3 クレジットカード番号を入力する際は、そのサイトが安全対策をとっているか確認する。 ○

20

#### ■ ネットショッピング〇×クイズ 第1問解説

クレジットカードで買い物してみよう ネットショッピングクイズ

検索サイトで上位にランキングされる事業者のサイトは、人気があるので信用できる。 答え ✕

こんなサイトには注意 怪しいサイトの見分け方

URLが不自然  
価格が大幅に安い

インターネットの検索サイトで上位にランキングされることとサイトの信用性は関係ありません。中には悪質なサイトや、日本語で書かれていても実は海外のサイトの場合もあり、信頼できる事業者の見極めは困難です。

外国語を直訳したような日本語として不自然な表現

会社名・住所・電話・責任者などが不明か、明らかに架空問い合わせ用のメールアドレスがフリーメールアドレス

戻る 進む

#### ■ 通信販売の返品条件

##### 通信販売の返品条件

返品条件………返品・交換できるかは、サイトの表示による

サイト内の表示内容	消費者は…
商品到着後7日以内なら、お客様の送料負担で返品できます。	従わなければいけない(送料は消費者負担)
お客様の都合による返品はお受けできません。	従わなければいけない(返品不可)
何も書いていない	商品を受け取ってから8日間は返品可能(送料は消費者が負担)

※商品が不良品の場合、事業者の送料負担で交換・修理・返品できる。

25

### ③ SSL、3Dセキュアとは

SSLとは、Secure Sockets Layerの略で、インターネット上でのデータの送受信を暗号化する仕組みの一つです。インターネットはオープンなネットワークなので、データを送受信する経路で盗み見られたり、改ざんされたりする恐れがあります。このため、重要なデータは暗号化して盗み見られたりすることを防止しています。SSLで通信するWebサイトは、URLが「http://」ではなく「https://」という表示になっています。暗号化して通信しているときはブラウザに鍵マークなどが表示されて暗号化通信をしていることがわかります。

3Dセキュアは、インターネット上でクレジットカード決済をより安全に行うための本人認証の仕組みです。そのため、不正利用がされにくくなっています。3Dセキュアに対応しているクレジットカードとショッピングサイトであれば、クレジットカード番号と有効期限に加え、事前にクレジット会社に登録したパスワード等を入力しないとクレジットカードで決済ができない仕組みとなっています。

## ■ネットショッピング〇×クイズ 第3問解説

クレジットカード番号を入力する際は、そのサイトが安全対策をとっているか確認する。

答え ○

SSL (情報の暗号化)      3Dセキュア (本人認証システム)

クレジットカード番号を入力する際は、そのサイトがSSL (情報の暗号化) や3Dセキュア (本人認証システム) などの安全対策をとっているか確認しましょう。また、申込画面や契約確認の受注メールなどは必ず保管し、クレジット会社からの支払明細書と相違ないか確認することが大切です。

## (2) クレジットカードのトラブル事例と対処法

### ①不正利用による補償制度 (事例1、2)

会員規約には、紛失・盗難カードの不正利用による損害を補償する規定があります (会員規約第8条)。ただし、すべての損害が補償されるわけではありません。会員が紛失・盗難の際にとるべき手続きを怠っていたり、会員が知人にクレジットカードを貸して利用されたり、同居の親族が不正に利用した場合など、一定の除外理由がありますので、どのような場合に補償されないのかを知って、クレジットカードを適切に管理し、使用しましょう。

## ■クレジットカードトラブル事例1～3

クレジットカードで買い物をしよう      3 クレジットカードトラブル! こんなどどうする?

こんなどどうする?      事例 1      貸したクレジットカードをなくされた! その後覚えのない請求が。私が支払うの?

1      ところが先輩から「ごめん、クレジットカードをなくしちゃった。」と言われた。あわててクレジット会社と警察に紛失届を出したが、後日先輩も使った覚えがない20万円の請求が来た。クレジット会社に連絡すれば、私はこの20万円を支払わなくてもよいか。

ヒント: 会員規約の第4条 (カードの貸与・有効期限) を確認してみよう。

▶ 会員規約を見る

### ②支払い停止の抗弁 (事例3)

支払い停止の抗弁とは、信用購入あっせん (クレジットカードでの複数回払いでの購入など) をした場合で、商品に欠陥があったり、商品が届かないなど、販売店との間に支払いを拒絶できる理由 (抗弁事由) があるときに、クレジット会社への支払いを拒むことができることをいいます (割賦販売法第30条の4)。ただし、翌月一括払い (いわゆるマンスリークリア) での購入や利用額が少額の場合には適用できません。

通常、会員規約には割賦販売法で定められた支払停止の抗弁に沿った対応が規定されています (会員規約第13条)。従って、抗弁事由がある場合は、会員規約のこの規定を適用して支払を停止することができます。また、割賦販売法の定める要件に当てはまれば割賦販売法によって支払停止を主張することもできます。

※信用購入のあっせんについては p.20 参照

クレジットカードで買い物をしよう      3 クレジットカードトラブル! こんなどどうする?

こんなどどうする?      事例 2      クレジットカードをなくした! その後覚えのない請求が。私が支払うの?

2      財布の中にクレジットカードがないことに気付いた。クレジット会社に連絡したが警察には届けなかった。使った覚えのない30万円の請求が来たが、私は支払わなくてもよいか。

ヒント: 会員規約の第8条 (紛失・盗難) を確認してみよう。

▶ 会員規約を見る

クレジットカードで買い物をしよう      3 クレジットカードトラブル! こんなどどうする?

こんなどどうする?      事例 3      リボ払いで注文したスノボが届かない! 商品が届くまで支払いをストップできる?

3      リボ払いで注文した6万円のスノボが、催促しているにもかかわらず3週間経っても届かない。クレジット会社から請求書が届いたが、所定の手続きをすれば、私は、注文した商品が届くまで支払いをストップできるか。

ヒント: 会員規約の第13条 (支払い停止の抗弁) を確認してみよう。

▶ 会員規約を見る

### 3. ステージ3 クレジットカードは計画的に利用しよう

#### (1) クレジットカードやローンの利息計算で知っておきたい知識

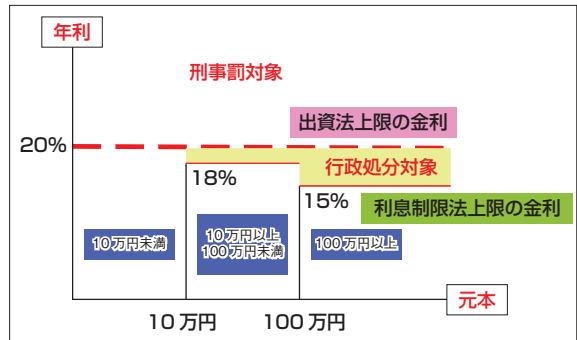
##### ①金融機関が貸す金利は、法律で上限が決められている

金融機関がお金を貸す場合には、利息が発生します。利息を制限している法律は、「利息制限法」といいます。利息制限法では、元本10万円を超えない場合で年20%、10～100万円未満で年18%、100万円以上で年15%とされており、これを超える部分の金利は無効とされています。ただし、利息制限法には罰則がありません。

利息制限法のほかに、高金利を規制する法律には「出資法」があり、年20%を超えると処罰されます。また、「貸金業法」にも、利息制限法と同じ上限金利があります。まとめると貸金業者の金利が利息制限法の上限金利を超えていれば民事上は無効で、行政処分の対象となり、年20%を超えればさらに刑事罰の対象となります。

クレジットカードで商品を買ったり、サービスを受けるときに分割払いやリボ払いにすると、代金に手数料を加えた総額を支払うことになっています。これはお金の貸し借りの利息ではなく「手数料」とされているので、こうした金利規制は適用されません。ただし、あまりにも高額な手数料をとっている場合には、その手数料は暴利行為として公序良俗違反（民法90条）により無効とされることがあります。

##### ■ 利息制限法と出資法



##### ②金利は実質年率で比較する

金利の計算は、借入利息を年率に換算した実質年率によって計算することが法律で義務付けられています。実質年率で比較すれば、金利の高低を簡単に比べられるからです。ローンで借りるときは、実質年率を必ず確認しましょう。

※実質年率よりも見かけの利率が低くなるアドオン利率という利率計算方法もあります。

##### ～こんな広告に要注意～

トイチ(10日で1割の利息)の場合  
→実質年率は3142.15%

10万円借りて、1日わずか100円の利息の場合  
→実質年率は36.5%

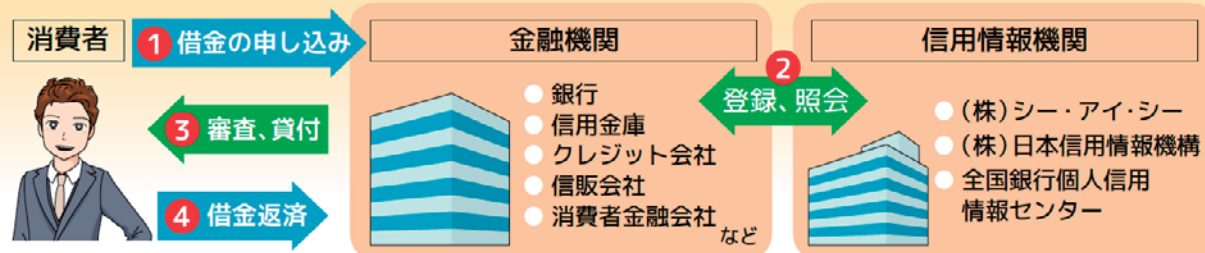
#### (2) ローンとは

ローンとは、金融機関（銀行、クレジット会社、消費者金融会社など）からお金を借りることです。

借りたお金の使い道が決まっている住宅ローンや教育ローンのほか、使い道が自由なカードローンやフリーローンなどさまざまな種類があります。また、借入れの都度契約するローンもありますし、クレジットカードのキャッシングのように、借りられる枠を定めてその範囲で何度でも自由に借入れできるローンもあります。

クレジットカードのキャッシング機能は、ATMなどから簡単にお金が借りられることから、借りることへの抵抗感が薄れがちなため、借り過ぎに注意が必要です。

#### ローンとは金融機関からお金を借りること



##### ● 使い道が決まっているローン

住宅ローン、教育ローン、自動車ローンなど

##### ● 使い道が自由なローン

カードローン(キャッシング)、フリーローン



### (3) ローン契約

#### ①ローンの種類や金額によって貸出条件は変わる

金融機関は、消費者からローンの申し込みを受けると、申込時に提供された個人情報を基に、ローンの目的や金額に応じて審査をして、お金を貸すかどうかを決めます。

貸す場合には、ローンの種類や金額に応じて、担保の設定や保証人の有無、金利などの貸し出す条件を決めます。クレジットカードの契約は無保証・無担保ですが、住宅ローンなどの契約は、連帯保証人・住宅等への担保設定があるのが一般的です。

#### ②保証人と担保

ローンの契約をする際に、金融機関は返済の確実性を増すために、保証人・担保の設定を求めています。

保証人とは、借主が返済できない場合に、借主と同様に返済の義務を負う人のことです。保証人は、自分がお金を借りたわけでもないのに、金融機関に返済しなければならないので、重い責任を負うこととなります。連帯保証人は、借主と同格とみなされるため、保証人よりもさらに重い責任を負います。たとえ借主よりも先に金融機関から返済の請求を受けても、その支払いを拒めないからです。

(物的)担保とは、借主が返済できない場合に備え、金融機関が借主の資産などから優先的に支払いを受けられる権利です。例えば、住宅ローン融資の際には、通常、借主が購入する住宅・土地を担保として抵当権を設定し支払いの優先権を持ちます。金融機関は、住宅ローンが返済されなくなった時に、担保を売却した代金から優先的に弁済を受けることができます。

### (4) 多重債務と利息の関係

利息は、借入額と借入期間に応じて元本に加算されて支払うものです。返済期間が長くなればそれだけ利息はかさむことになります。クレジットカードなどで分割払いにして月々の支払いを低額にしようとすれば、それだけ返済期間が長くなり支払う利息も多くなります。

また、借入金額が多くなれば、利息も支払額も大きくなります。月々の返済金を増やすなどしなければ、元本がなかなか減らず、返済期間はますます長くなります。さらに借金し続けると支払い自体が困難になってきます。A社の支払いが苦しくなって、B社から借りてA社の返済に回す、さらにC社で借りてB社の返済に回す、というように自転車操業の状態(多重債務)に陥りがちです。

#### ■多重債務に陥るまで



#### <コラム>クレジットカードの現金化

「クレジットカードを現金化する方法がある」と広告している事業者があります。事業者が指定した商品をクレジットカードで購入させて、その商品を事業者が買い取り、高額な手数料を差し引いて現金を渡すという仕組みです。借金の返済に困って「一刻も早く現金を手に入れたい」と思う消費者の心理を利用しているのですが、結局は、クレジットカードで購入させられた商品の代金はクレジット会社に支払わなければならないので、たとえ現金を手にしても一時的にしのげるだけでさらに借金を増やすことになるのです。

何より問題なのは、利用者本人が会員規約違反として、会員資格の剥奪や利用停止などのペナルティを受けたり、横領になるとして犯罪に問われたりすることです。会員規約では、購入した商品にかかわる債務の支払いが完了するまで、購入した商品の所有権はクレジット会社にあるとされているので(会員規約第11条)、クレジット会社の物を勝手に売却したことになるからです。

さらに、業者にクレジットカード番号や個人情報等を提供することにもなり、悪用されることがあります。

## (5) 債務整理の方法

収入が減少したり、多重債務に陥ったりして、クレジットカードの債務やローンなどを支払えなくなったときには、経済的な立ち直りを図る「債務整理」という方法があります。

「任意整理」とは、弁護士などを通じて金融機関と話し合っ、返済額や返済方法を決めて債務を弁済していく方法です。もともとの支払約定によらずに返済可能な方法を合意します。

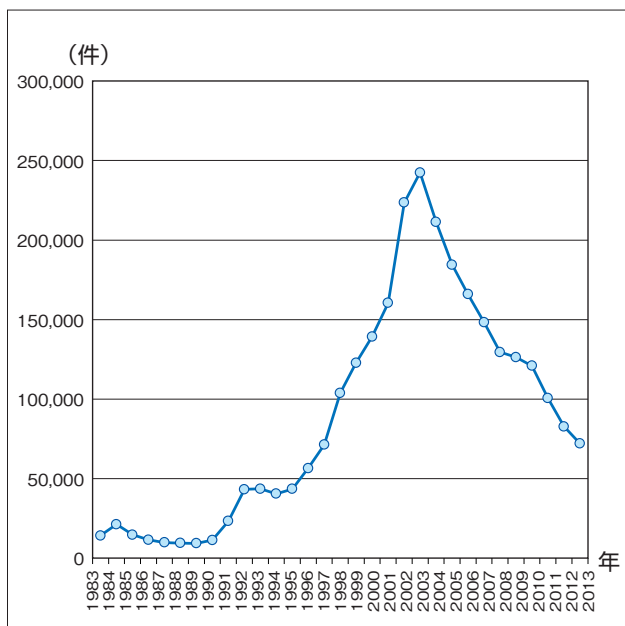
「特定調停」とは、簡易裁判所に調停を申し立てて調停の場で話し合っ返済方法を定める方法です。調停が成立すると、それが判決と同じ効力を持ちます。

「個人再生手続き」とは、個人が将来の収入の一部を返済にあてる返済計画（3年または5年）を立てて弁済し、その計画を裁判所が認めて計画どおりに返済すれば残りの債務を免除してもらう方法です。

「自己破産」とは、債務者の申し立てによって開始される破産手続きを言い、財産があればそれを現金化して債権者に分配し、残りの債務を免除してもらう方法です。

いずれの方法をとっても信用情報機関にそのような情報が登録されるので、登録されている期間は金融機関はその人には経済的信用がないものとみなして借入などができないのが一般的です。

■自己破産申立て件数の推移



最高裁判所（司法統計年報）より

注)自己破産件数が減少した背景として、個人再生手続き(2001年施行)、特定調停手続き(2004年施行)、債務整理(任意和解)等の手続きが増えたことが考えられ、多重債務者が減ったと安易に解釈できない側面がある。

## (6) 信用情報機関

信用情報機関とは、名前、生年月日、住所などの個人情報、クレジットの申し込み内容、契約や支払いの状況（残債、延滞等の有無）といった消費者の信用情報の収集・提供などを行う機関のことです。そのうち、割賦販売法に基づき指定を受けた信用情報機関を「指定信用情報機関」といいます。また、消費者の借りを防ぐため、クレジット会社は、指定信用情報機関に信用情報を登録しておき、支払能力調査を行う際には、クレジット会社は信用情報を使用することが義務づけられています（割賦販売法30条の2、35条の3の3、35条の56）。貸金業法でも同じような制度があり貸金業者は「指定信用情報機関」の信用情報の使用が義務づけられています（貸金業法41条の13、13条2項）。貸金業法では株式会社シー・アイ・シー（CIC）、株式会社日本信用情報機構（JICC）が、割賦販売法ではCICが指定信用情報機関になっています。

なお、割賦販売法とは関係ありませんが、銀行を主な会員とする全国銀行個人信用情報センター（KSC）も信用情報機関です。

